

6 注意事項

- ▶申請者は、必ず建災防本部ホームページに掲載してある同意書の内容を理解した上で申請を行ってください。
- ▶対象は、既存不適合機械等の改修、買換です。これらの機械等を所有していない方の新規購入にかかる経費は、対象外となります。
- ▶交付決定日より前に購入等を行った場合は、間接補助金の交付を受けることができません。
- ▶間接補助金は、後払い(精算払い)となります。最新の構造規格に適合した機械等へ改修、買換たあとに実績報告書等を提出し、検査を受けた結果、不備がないと確認されて、はじめて支給されます。
- ▶公募は、当該事業の実施期間(令和2年度)内に2回実施します。
- ▶審査の結果、不採択となった申請者は、その後の公募に再申請できます。

古 → 新
改修・買換が
対象です



7 提出書類チェックシート

提出書類の不備や不足は無効になりますのでご注意ください。

	提出書類の種類	提出確認
申請書類	令和2年度間接補助金申請書(様式1)	<input type="checkbox"/>
	令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金申請における確認申立書(様式1の4)	<input type="checkbox"/>
	雇用労働者数の確認資料 (労働保険概算増加概算確定保険料申告書(雇用保険分)、労働保険料等算定基礎賃金等の報告(雇用保険分)、 労働者災害補償保険特別加入証明書(個人事業主の場合)、労働者名簿、賃金台帳(写)等 ※いずれかを必ず提出してください。	<input type="checkbox"/>
	見積書(対象となる過負荷防止装置、追加安全措施を含んでいることがわかるもの)	<input type="checkbox"/>
	過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式が、「JCAS規格」に適合する旨を証明するメーカー発行の証明書等	<input type="checkbox"/>
	過負荷防止装置を備える移動式クレーンのつり上げ荷重、つり上げ容量、追加安全措施が記載された仕様書	<input type="checkbox"/>
実績報告書類	既存(現在所持している)のクレーン製造年月のわかる銘板の写真	<input type="checkbox"/>
	令和2年度間接補助金実績報告書及び精算払請求書(様式5)	<input type="checkbox"/>
	購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式及び製造番号(シリアル番号)がわかる写真	<input type="checkbox"/>
	購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの製造番号(シリアル番号)に対応するJCAS2209-2018準拠ステッカー番号が存在することを明らかにする書面	<input type="checkbox"/>
	購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの製造番号(シリアル番号)に追加安全措施が付されていることを証する書面	<input type="checkbox"/>
	請求書、納品書、領収書(写)	<input type="checkbox"/>
	振込先金融機関の確認書類 ※通帳(写)等	<input type="checkbox"/>

記入漏れがないか、確認してください!!



令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金事業

移動式クレーン(積載形トラッククレーン)過負荷防止装置の改修、買換経費の補助金

今年度最後の公募

第2回Web申請期間:7月1日(月)~9月20日(日)

※Web申請の受付初日は、午前10時頃より開始します。

既存不適合機械等更新支援補助金(以下「補助金」という。)事業では、国に代わって建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)が既存不適合機械等を所有する中小企業者等に対して、最新の構造規格に適合したものに改修、買換する経費に補助金を交付します。

1 対象となる申請者

- (1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2)労災保険に特別加入している個人事業者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者)
- (3)その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2 対象となる経費の概要

(1)対象 ※交付決定日より前の改修・買換は、対象となりませんのでご注意ください。

①既存不適合機械等

改正移動式クレーン構造規格(平成30年3月1日適用)に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン(つり上げ荷重が3t未満)の改修、買換

②適合機械等

過負荷となった場合に警報を発生、かつ停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規格JCAS2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合するものへの改修、買換

(2)補助金交付額

- ①1機械あたりの上限:100,000円(補助対象経費「上限200,000円」の1/2)
- ②同一申請者あたりの合計額の上限:300,000円

3 加点基準

※予算額を上回る申請があった場合は、加点合計の高い順に予算額に達するまで交付決定します。

(1) 企業規模

雇用労働者数 (人)	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50以上
加点	30	25	20	15	10	0

※ 労災保険第2種特別加入者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)は、労働者が1人であるとみなす。

(2) クレーン等の能力

クレーン容量 (t・m)	10以上	7以上 10未満	5以上 7未満	3以上 5未満	3未満
加点	30	20	10	5	0

(3) 追加安全措施

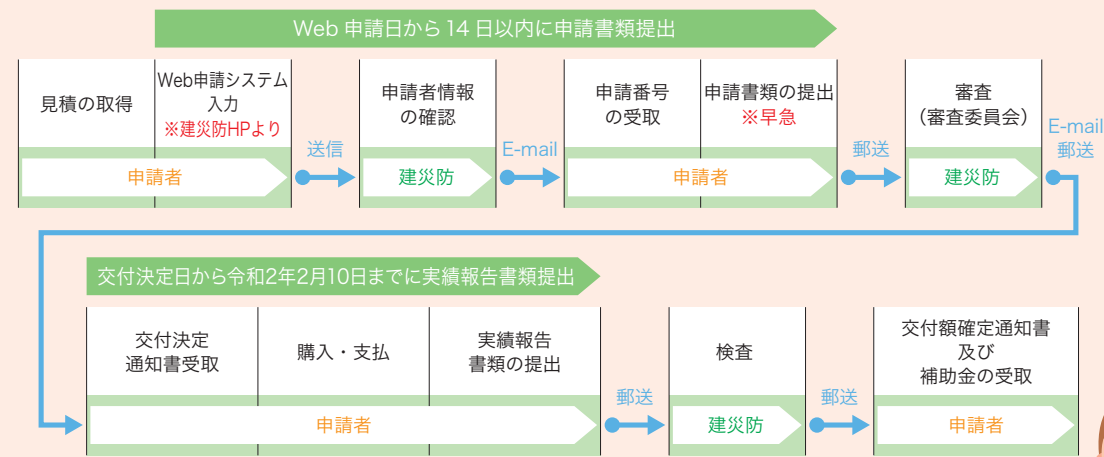
追加安全措施の数	2	1	0
加点	10	5	0

※ 遠隔操作機能を有するもの
※ 警報用三色灯を備えているもの

(4) 移動式クレーン(荷重計) 製造年月からの経過年

製造年月からの 経過年	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
加点	30	20	10	5	0

4 申請等の手順



※交付決定前の改修・買換は、対象となりませんのでご注意ください。

交付決定より
前の購入は、**ダメ**です。

5 各書類の提出(郵送)

(1) 申請書類

①書類一覧 ※各様式は、申請番号の通知E-mailより出力できます。

- ア) 令和2年度間接補助金申請書(様式1)
- イ) 令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金申請における確認申立書(様式1の4)
- ウ) 雇用労働者数の確認資料 ※次のいずれかを提出
労働保険概算増加概算確定保険料申告書(雇用保険分)、労働保険料等算定基礎賃金等の報告(雇用保険分)、労働者災害補償保険特別加入証明書(個人事業主の場合)、労働者名簿、賃金台帳(写)
- エ) 見積書(対象となる過負荷防止装置、追加安全措施を含んでいることがわかるもの)
- オ) 過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式が、「JCAS規格」に適合する旨を証明するメーカー発行の証明書等
- カ) 過負荷防止装置を備える移動式クレーンのつり上げ荷重、つり上げ容量、追加安全措施が記載された仕様書
- キ) 既存(現在所持している)のクレーン製造年月のわかる銘板の写真

②提出期限: **Web申請日から14日以内(消印有効)**

Web申請日から
14日以内に
提出を!!



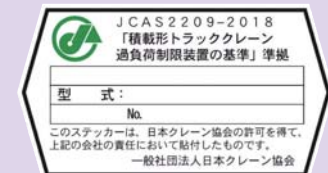
(2) 実績報告書類

①書類一覧

- ア) 令和2年度間接補助金実績報告書及び精算払請求書(様式5)
- イ) 購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式及び製造番号(シリアル番号)がわかる写真
- ウ) 購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの製造番号(シリアル番号)に対応するJCAS2209-2018準拠ステッカー番号が存在することを明らかにする書面
- エ) 購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの製造番号(シリアル番号)に追加安全措施が付されていることを証する書面
- オ) 請求書、納品書、領収書(写)
- カ) 振込先金融機関の確認書類 ※通帳(写)等

②提出期限: **交付決定日から令和3年2月10日(消印有効)まで**

JCAS2209-2018準拠ステッカー



令和3年
2月10日
までに提出を!!



(3) 送付先

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター
〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階
TEL:03-6275-1085 FAX:03-6275-1089